

担保法制の見直し（事業（成長）担保制度の導入等）について

担保制度の見直し（事業（成長）担保制度の導入等）にかかる政府における議論の状況

法務省法制審議会 担保法制部会

- 審議状況
法制審議会総会第189回会議（令和3年2月10日開催）において、「動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」（諮問第114号）とする諮問がされ、令和3年4月より、担保法制部会において調査審議が行われている。（検討事項の中に事業担保制度も含まれている。）
- 委員構成
法学者・弁護士・裁判官・金融機関・労働組合等の関係者を委員とし、厚生労働省も幹事として参加。
- 今後の予定
令和4年12月6日に取りまとめがされた中間試案について、今後、パブリックコメントに付され、その結果も踏まえた調査審議が行われる予定。

金融庁金融審議会 事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するWG

- 審議状況
金融審議会総会第50回会議（令和4年9月30日開催）において、「スタートアップや事業承継・再生企業等への円滑な資金供給を促す観点から、事業性に着目した融資実務のあり方も視野に入れつつ、事業全体を担保に金融機関から成長資金等を調達できる制度について検討を行うこと。」とする諮問がなされ、これを調査審議するために、「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するWG」が設けられ、令和4年11月より、議論が行われている。
- 委員構成
法学者・弁護士・労働組合等の関係者を委員とし、金融機関・厚生労働省もオブザーバーとして参加。
- 今後の予定
スタートアップ等が、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設するため、制度について検討を行う予定。

事業（成長）担保制度にかかる政府決定の状況（関係箇所のみ抜粋）

スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日 新しい資本主義実現会議決定）

(20) 事業成長担保権の創設

- 有形資産を多く持たないスタートアップ等が最適な方法で成長資金を調達できる環境を整備するため、金融機関が、不動産担保等によらず、事業価値やその将来性といった事業そのものを評価し、融資することが有効である。
- そのため、スタートアップ等が、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設するため、関連法案を早期に国会に提出することを旨とする。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）

VI. 個別分野の取組

4. 金融市場の整備

(5) 事業性融資への本格的かつ大胆な転換

（略）こうした観点から、金融機関には、不動産担保等によらず、事業価値やその将来性といった事業そのものを評価し、融資することが求められる。スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設するため、関連法案を早期に国会に提出することを旨とする。

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(3) スタートアップ（新規創業）への投資

（略）加えて、個人保証や不動産担保に依存しない形の融資への見直しや事業全体を担保とした成長資金の調達を可能とする仕組みづくり等を通じて、成長資金の調達環境を整備する。

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

5. 個別分野の取組

<スタートアップ・イノベーション>

(1) スタートアップに関する規制・制度見直し

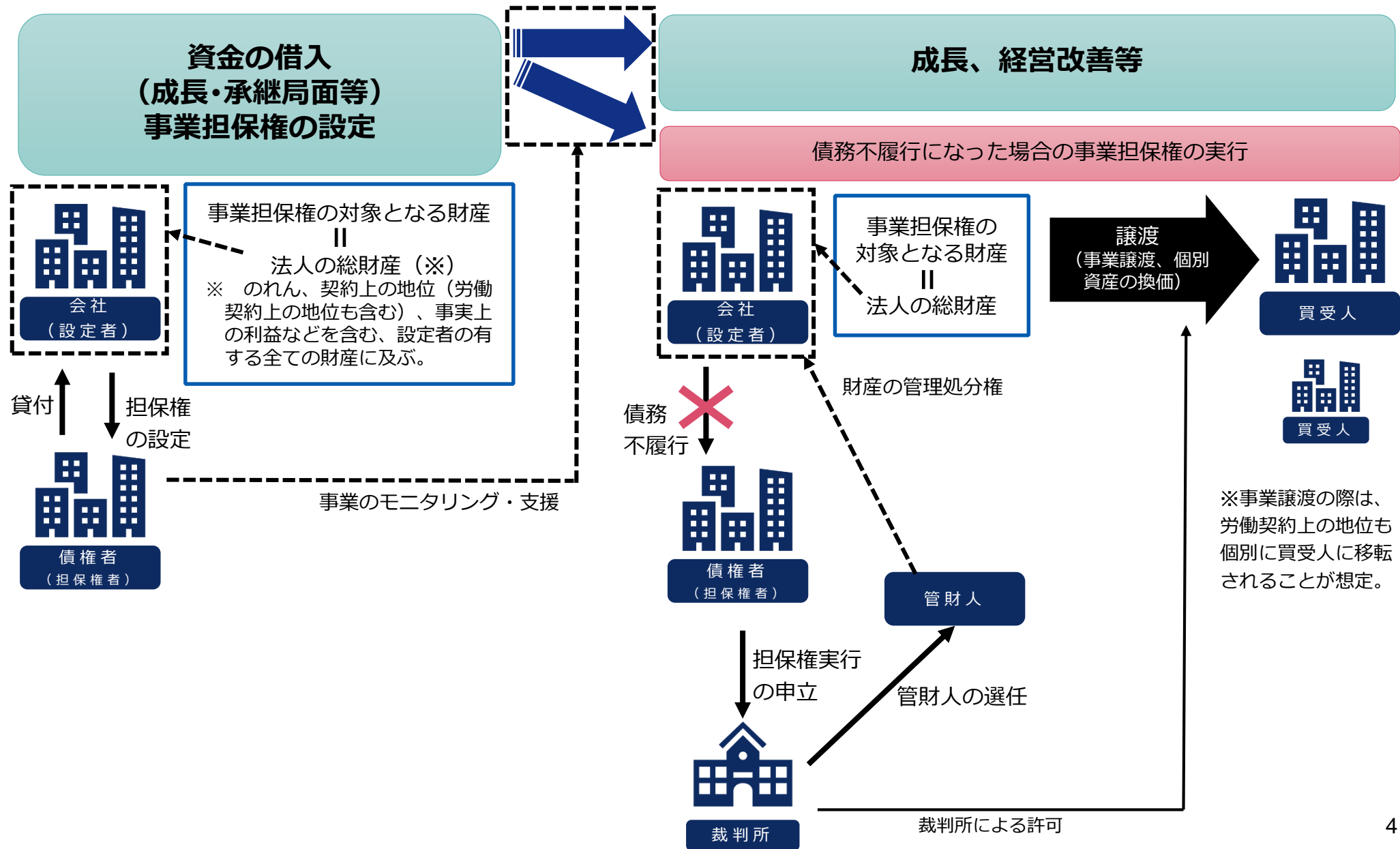
4. 事業成長担保権の創設・整備について

金融庁及び法務省は、資金提供・調達の充実がスタートアップや事業の成長・促進における喫緊の課題であることを認識・把握し、融資における新たな選択肢として不動産担保によらない成長資金の提供への利活用が期待される、「事業成長担保権」を始めとした事業全体を担保とする制度について、相互に積極的に連携して検討を進め、早期に一定の結論を得る。

なお、事業全体を担保とする制度の整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業者が事業価値の維持や向上に向けて緊密な関係を構築できるよう、制度の適切な活用・運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備を行う。

事業（成長）担保制度のイメージ（検討されている内容）

法制審議会担保法制部会及び金融庁事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するWGの議論に基づき厚労省が作成



- ・ **令和4年12月6日付け
法務省 法制審議会 担保法制部会
部会資料27「担保法制の見直しに関する中
間試案（案）」 抜粋**

第2章 担保権の対抗要件及び優劣関係

第5 新たな規定に係る動産担保権と他の担保物権との優劣関係

3 一般先取特権と新たな規定に係る動産担保権との優劣関係

雇用関係の先取特権を含む一般先取特権に、新たな規定に係る動産担保権に対する一定の優先権を認めるかについては、担保法制全体に与える影響も考慮しつつ、新たな規定に係る動産担保権に優先し得る一般先取特権の範囲（雇用関係の先取特権に限るか、その他の一般先取特権にも優先権を認めるか）、新たな規定に係る動産担保権の範囲（その目的物の性質等によって区別するか）、優先権の具体的な内容、優先権を行使するための要件等を引き続き検討する。

第6 債権譲渡担保権の対抗要件等の在り方

3 一般先取特権と債権譲渡担保権との優劣関係

雇用関係の先取特権を含む一般先取特権に、債権譲渡担保権に対する一定の優先権を認めるかについては、第5の3と同様に引き続き検討する。

第5章 その他

第23 事業担保制度の導入に関する総論的な検討課題

1 事業担保制度導入の是非

事業のために一体として活用される財産全体を包括的に目的財産とする担保制度（事業担保制度）を設けるか否かについて、引き続き検討する。

2 事業担保権を利用することができる者の範囲

- (1) 事業担保権者となり得る者の範囲については、制度の趣旨が適切に発揮されるためには適切なモニタリングや経営支援の知見等が必要であることや、経営への不当な介入を防ぐ観点から、金融機関などに限定する方向で、その具体的な範囲を更に検討するものとする。
 - (2) 事業担保権を設定することができる者については、個人を除外して法人等に限定する方向で、組合による設定を認めるかなどその具体的な範囲については、設定を公示する手段の有無にも留意しながら更に検討するものとする（注）。
- （注）個人事業主がその事業用の財産に事業担保権を設定することも認めるという考え方がある。

第5章 その他

第23 事業担保制度の導入に関する総論的な検討課題

3 事業担保権の対象となる財産の範囲

- (1) 事業担保権は、原則として、のれん、契約上の地位（注）、事実上の利益などを含む、設定者の有するすべての財産に及ぶものとする。
 - (2) 当事者の合意によって一部の財産に事業担保権が及ばないようにすることができるかどうかについては、その旨の公示の可否などに留意しつつ、更に検討する。
- （注）労働契約について何らかの特別な考慮が必要であるとの意見がある。

第24 事業担保権の効力

1 事業担保権の設定

事業担保権の設定契約に当たって必要な手続的要件については、事業担保権の設定による影響を受け得る者の利害にも配慮しつつ、更に検討する。

3 事業担保権の優先弁済権の範囲（一般債権者に対する優先の範囲）

労働債権や商取引債権は、無担保であっても一定の範囲で事業担保権の被担保債権に優先することとし、具体的にどのような範囲の債権を優先させるか、各債権に分配する額をどのように算出するか、優先させる債権への分配額を実行開始後に随時弁済することができるかなどについて、引き続き検討する。

4 事業担保権設定者の処分権限

事業担保権が実行される前の段階において、事業担保権設定者がどのような範囲で事業担保権の目的となっている財産を処分することができるかについて、①事業担保権の目的である財産の処分一般について何らかの制約を設けるか、②事業担保権の目的である財産のうち一部について処分権限を制約するか、③後順位の担保権の設定に制約を設けるかなどの点を引き続き検討する。

第5章 その他

第25 事業担保権の実行

1 実行開始決定の効果

- (1) 事業担保権の実行開始決定がされたときは、その目的財産の管理処分権は裁判所の選任する管財人に専属するものとする。
 - (2) 管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならないものとする。
 - (3) 管財人は、債権者に対し、公平かつ誠実に、(1)の権利を行使し、実行手続を迫行する義務を負うものとする。
 - (4) 事業担保権の実行開始決定がされたときは、設定者の個別財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、事業担保権に劣後する担保権の実行等の手続は事業担保権の実行手続との関係で失効するものとし、事業担保権に優先する担保権は、事業担保権の実行手続によらないで行使することができるものとする（注）。
- （注）事業担保権の被担保債権に先立って弁済を受けることができる一般債権に基づく強制執行及び仮差押えは、失効しないものとする考え方がある。

2 事業担保権の目的財産の一部に対する実行及び個別資産の換価の可否

- (1) 事業担保権の裁判上の実行手続において、事業担保権の目的財産の一部のみを対象として実行手続を開始することはできないものとする。
- (2) 管財人が設定者の通常の事業の範囲を超えて個別資産を換価するには、裁判所の許可を得なければならないものとする。

4 他の債権者及び株主の保護

- (1) 管財人は、裁判上の実行により事業譲渡をするには、裁判所の許可を得なければならないものとする。
 - (2) (1)の事業譲渡について、会社法上の株主総会の決議による承認を要しないものとする（注）。
- （注）会社法上の株主総会の決議による承認に代替する手続の要否及び内容については、引き続き検討する。

5 換価の効果

- (1) 事業担保権の目的財産は、代金の支払があった時に買受人に移転するものとする。
- (2) （略）
- (3) 包括承継などの構成によって、契約上の地位を相手方の承諾なく移転させることができる制度を設けるか否かについて、引き続き検討する。

第5章 その他

第25 事業担保権の実行

6 被担保債権以外の債権の扱い

- (1) 実行手続の実施に必要な費用などの一定の債権を共益債権とした上で随時弁済することができるものとする（注）。
（注）共益債権とする債権の具体的な内容については、引き続き検討する。
- (2) 実行手続開始前の原因に基づいて生じた債権の扱いについては、次のいずれかの案によるものとする。
- 【案25.6.2.1】 実行手続開始前の原因に基づいて生じた債権については、実行手続開始後は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができないものとした上で、実行手続の中でその有無及び額を調査して確定し、これに対して配当する手続を設けるものとし、ただし、その債権を早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができるものとする。
- 【案25.6.2.2】 実行手続開始前の原因に基づいて生じた債権のうち、事業担保権の被担保債権に先立って弁済を受けることができる債権は、実行手続によらないで、随時弁済するものとし、その余の債権については、【案25.6.2.1】と同様とする。
- 【案25.6.2.3】 実行手続開始前の原因に基づいて生じた債権は、実行手続によらないで、随時弁済するものとし、ただし、設定者に破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあるとき又は設定者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときは、裁判所は、管財人の申立てにより、決定で、【【案25.6.2.1】 / 【案25.6.2.2】】と同様の扱いに移行させるものとする。